

【事務所報 NEWS】

平成 23 年 3 月 16 日

岡経営労務事務所 (社会保険労務士)

経営労務協会 (労働保険事務組合)

横浜市港北区新横浜 2-3-8KDX 新横浜ビル 8 階

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp/>

このたびの地震におきまして被災された皆様には謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます
3/14、3/15 に続き、人事総務に関連する事項につきましてご案内を申し上げます

◆通常の通勤経路以外で通勤した時の「通勤手当・通勤費」について◆

電車運休・電車遅延により通常の通勤ルート以外で通勤した時の「通勤手当」についてお知らせします

1. 通勤手当の原則

通勤手当は基本的には事業所の取り決めにより支給方法、支給額を決定します。労働基準法では最低賃金や毎月払いの原則がありますが、通勤手当についての取り決めはありません。通勤手当に上限額を設けたり（場合によっては通勤手当を「無し」としたり）、毎月払いではなく3カ月・6カ月の定期代を支払うケースがあるのもそのためです。通常は就業規則や賃金規定に支給額・支給方法が記載されていますので、まずはそちらを確認してください。

2. 通勤経路について

通勤手当の対象となる通勤経路についても事業所の取り決めにより決定します。一般的には、「事業所」が「合理的かつ経済的」と「承認」した通勤経路に対して「通勤に要する実費」を支給します。

3. 通常の通勤経路以外で通勤した時

「事業所」が「合理的かつ経済的」と「承認」した通勤経路に対して「通勤に要する実費」を支給している場合において、通常の通勤経路以外で通勤した時の「通勤手当」の取扱いについては、その時点（障害が生じている時点）で「事業所」が「承認」すれば「通勤に要する実費」を支給することとなります。なお、労災保険の通勤災害については「合理的」な経路であれば仮に会社の承認が無くても適用されます。

4. 事業所の「承認」

今般のケースでは多くが「事後申請」と思われます。従業員様には必ず当日中に人事総務へ報告をしてもらうようにして、当面は「事後承認」をその都度とするような柔軟な方法が望まれます。（私見ですが、タクシー使用については原則として認めず、業務上の必要性からどうしても利用するときには必ず「事前承認」とすることをお勧めします。）

5. 「遠回り」した時の通勤手当の支払

定期代を支給している場合は「遠回り」分を別途支給すると通勤手当の「二重払い」のようになりますが、「差額」のみの支給とするのか、今般は特例的にやむを得ず「全額」支給するのか確認・検討が必要になります。上限額を設定している事業所では、「遠回り」した結果として上限額を超えてしまったときの取扱についても確認が必要です。1日単価で通勤手当を算出しているケースでは二重払いの問題はありません。